

外国人就労者・留学生等受入先の皆さまへ

- ◎ 振り込め詐欺などの犯罪に在留外国人が巻き込まれる事件が発生しています。
- ◎ 外国人就労者・留学生等の方が犯罪に巻き込まれないために、次のことについてご指導・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

在留外国人の方を犯罪に加担させないために

外国人就労者・留学生等がインターネット、SNS、知人等からの勧誘により、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまっているケースが発生しています。

【外国人の方が犯罪に加担する事例】

- ・ 預金口座（通帳・キャッシュカード）を他人に譲り渡す。（口座の売買）
- ・ ATMで他人名義の口座から現金を引出す。
- ・ 自分の銀行口座に振込まれたお金（詐欺の被害金など）を引出し、別の口座（犯人の口座など）に送金する。

上記のような行為は「犯罪」であり、「犯罪だとは知らなかった」という言い訳は通用しません。知人や友人に誘われたら、誘いに乗らず友人にもやめるよう説得することをご指導願います。

逮捕・強制送還がありえることを伝えてください

ご対応いただきたいこと（ご協力のお願い）

- (1) 口座開設時、海外送金時は銀行への同行、事前の連絡、資料の提出等にご協力願います。また、手続きにお時間を要することをご了承願います。なお、口座開設や海外送金などのお取引には審査があります。審査の結果、ご希望に添えないことがあります。
- (2) 帰国時には、銀行口座の解約を済ませたかどうか必ず確認してください。
⇒解約通帳を見せてもらう。解約の際には銀行に同行するなど。
- (3) 在留期間や在留資格が変更・更新となる場合は、改めて在留カードの提示をお願いします。（提示がない場合、普通預金規定に基づき、振込の入金や出金などのお取引が制限されることがあります。）
- (4) 住所や勤務先（留学先）が変更となる場合には、銀行に連絡してください。（弊社営業エリア外に転宅の場合は、銀行口座の解約をお願いします）
- (5) 銀行から現況調査や在留カードの提示を要請されたら、回答・対応するようご指導ください。
- (6) 銀行から在籍状況をお尋ねすることがあります。ご協力をお願いします。